

令和元年度

瀬戸内市公営企業会計決算審査意見書

瀬戸内市病院事業会計
瀬戸内市水道事業会計
瀬戸内市下水道事業会計

令和2年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和元年度瀬戸内市病院事業会計決算、令和元年度瀬戸内市水道事業会計決算及び令和元年度瀬戸内市下水道事業会計決算、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第23条で定めるその他の書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和2年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 竹 原 幹

目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の実施場所及び日程	1
第6 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 意見	2
(1) 瀬戸内市病院事業会計.....	2
(2) 瀬戸内市水道事業会計.....	3
(3) 瀬戸内市下水道事業会計.....	4
3 決算の概要.....	6

(注)

1 表中の数値は、原則として、表示単位未満切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」..... 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」..... 該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」..... 負数

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和元年度瀬戸内市病院事業会計、令和元年度瀬戸内市水道事業会計及び令和元年度瀬戸内市下水道事業会計に係る決算（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表）、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令第23条で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和元年度瀬戸内市病院事業会計、令和元年度瀬戸内市水道事業会計及び令和元年度瀬戸内市下水道事業会計に係る決算（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表）、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令第23条で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況は適正であるかについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和2年5月29日から同年8月18日まで

第6 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された決算、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

各事業会計についての意見は、次のとおりである。

(1) 瀬戸内市病院事業会計

令和元年度の病院事業会計の経営成績は、1億3041万余円の損失となっている。損失額は、平成30年度に比べ49万余円増加し、引き続き損失となっている。

本業の医業収支についてみると、医業収益は、入院収益が3065万余円、外来収益が505万余円増加した一方で、その他医業収益が147万余円減少しており、医業収益全体では、平成30年度に比べ3423万余円増加している。医業費用は、給与費が7448万余円増加するなどしており、医業費用全体では、平成30年度に比べ6875万余円増加している。結果として、本業である医業損益は2億1017万余円の損失となっており、平成30年度に比べ3451万余円損失が増加している。

医業損益に医業外収支を加えた経常損失は1億2856万余円で、平成30年度に比べ1858万余円増加している。なお、令和元年度においても特別損失を201万余円計上しており、その主な内容は、平成31年3月以前の診療報酬査定の減額によるものである。

また、資金について、キャッシュ・フロー計算書をみると、現金及び現金同等物の期末残高は9億1501万余円で、平成30年度に比べ1億3025万余円増加している。

業務実績についてみると、平成30年度と比べ、一日平均入院患者数は0.4人減少し、一日平均外来患者数は0.9人増加し、病床利用率は0.4ポイント減少している。

また、労働生産性については、類似団体と比べ外来部門が低い状況が続いている。

病院事業においては、外来患者や利用者の獲得、病床利用率の向上により経営成績等が大きく左右されることとなるため、市民に安らぎと幸せを届ける病院を目指すという瀬戸内市民病院の理念に沿い、令和元年度末に設置された経営企画室を中心として、新たな患者の確保ができるよう引き続き努力していく必要がある。

(2) 瀬戸内市水道事業会計

令和元年度の水道事業会計の経営成績は、5541万余円の利益を確保したものの、平成30年度と比べて2160万余円の減少となっている。

営業収益についてみると、その大部分を占める給水収益が平成30年度に比べ422万余円減少し、7億8342万余円であった。一方、その他営業収益は増加したものの、営業収益全体では、平成30年度に比べ381万余円の減少となっている。

営業費用については、業務費や総係費が減少した一方で、減価償却費等が増加したことにより、1080万余円の増加となっている。結果として、営業利益は、平成30年度に比べ1461万余円減の2912万余円となっている。

また、長期前受金戻入、他会計負担金等の営業外収益は、67万余円の減少となっており、支払利息等の営業外費用は、平成30年度より増加したものとなっている。

業務実績についてみると、年間総配水量は5,106,801 m^3 であり、平成30年度に比べ4.8%増加、年間有収水量は4,026,608 m^3 で平成30年度に比べ0.7%減少した。また、有収率については、新福山浄水場で浄水処理を開始したことに伴い、配水量を計測する計器をベンチュリー式から電磁式に更新したことで、計器の器差が生じたことなどにより、平成30年度より4.4ポイント低下した78.8%となっている。

また、労働生産性については、類似団体と比べ低い状況が続いている。

平成30年度に策定した水道ビジョン・経営戦略では、「安全」「強靱」「持続」の3本柱を掲げている。安全で安心な水の供給、効率的で災害に強い水道システムの構築、健全で持続可能な事業経営の推進を達成できるよう引き続き検討していくことが必要である。

(3) 瀬戸内市下水道事業会計

令和元年度の下水道事業会計の経営成績は、4億1420万余円の損失となっており、平成30年度に引き続き多額の損失となっている。

営業収益についてみると、他会計負担金が41万余円減少するなどした一方で、使用料が998万余円増加するなどしており、営業収益全体では、平成30年度と比べ1206万余円増の2億3990万余円となっている。

営業費用については、減価償却費は減少したものの、平成30年度より792万余円増の10億4384万余円となっている。結果として、営業損失は平成30年度に比べ413万余円減の8億393万余円となっている。

また、営業外収益は、6億4356万余円となっており、平成30年度と比べて1242万余円の減少となっている。営業外収益の大部分を占めるのは、一般会計繰入金と長期前受金戻入で、一般会計繰入金については780万余円の減、長期前受金戻入については434万余円の減となっている。

財政状況については、未払金が平成30年度と比べ1億374万余円減少したことで流動負債が9766万余円減少している。また、現金・預金が平成30年度より減少したことなどにより、流動資産が1億1066万余円減少し、結果として、短期的な企業の支払い能力を表す指標である流動比率が62.0%と平成30年度に比べ5.8ポイント悪化している。流動比率は一般的には200%以上が望ましいとされていることから、今後の資金計画について注意する必要がある。

本市の汚水処理状況をみると、9処理区の汚水を8箇所の処理場で処理している。これら8箇所の処理場の中には、表1のとおり年間計画処理能力に対し年間汚水処理水量が半分にも満たない処理場が多数見受けられる。平成26年度には長船浄化センターを廃止して長船中央浄化センターで汚水処理を行うなど、一部の施設の統廃合が行われているものの、その他の具体的な検討は行われていないことから、施設の統廃合を積極的に進めるよう検討する必要がある。

最後に、令和元年度における下水道事業会計は、営業収益が2億3990万余円であった一方で支払利息が2億2630万余円となっており、営業収益のほとんどを企業債の利息の支払いに充てざるを得ない状況となっている。このような状況を継続した場合、現在、3億円程度の一般会計からの繰入金が今後増加することが予想され、市の財政にも大きな負担となっていくこととなる。処理場等の施設の統廃合の検討を早急に進めるとともに、瀬戸内市下水道事業審議会の答申にあるように、接続率の向上による使用料の増加を今後図る必要がある。

表1 汚水処理状況

	処理場	年間汚水処理水量	年間計画処理能力	A/B (%)
		A (m ³)	B (m ³)	
特定環境 保全公共 下水道	邑久浄化センター	411,152	882,060	46.6
	牛窓浄化センター	159,472	622,200	25.6
	長船中央浄化センター	472,305	922,320	51.2
農業集落 排水	千手浄化センター	17,004	68,442	24.8
	西須恵浄化センター	23,336	53,436	43.7
	美和・牛文浄化センター	76,312	181,170	42.1
	磯上浄化センター	49,665	118,584	41.9
漁業集落 排水	西脇・子父雁浄化センター	20,238	98,820	20.5

(注)年間計画処理能力は、計画処理能力(m³/日)に366日を乗じて算出したものである。

3 決算の概要

令和元年度における各事業会計の経営成績は、病院事業会計が1億3041万余円の損失、水道事業会計が5541万余円の利益、下水道事業会計が4億1420万余円の損失である。

また、企業会計3会計全体では、総資産が438億2325万余円で、前年度末と比較すると4億6262万余円減少している。未処理欠損金の額は、20億3149万余円で、前年度末と比べると4億7920万余円増加している。

なお、その他財政状態等の概要は表2のとおりとなっている。

表2 公営企業会計決算状況一覧

(単位:千円)

		病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	合計	参考 平成30年度
経営成績	収益	1,643,130	886,319	883,465	3,412,915	3,358,715
	営業収益	1,506,001	783,423	239,904	2,529,328	2,486,849
	営業外収益	137,129	102,895	643,561	883,586	871,866
	費用	1,771,694	820,358	1,297,667	3,889,720	3,783,549
	営業費用	1,716,173	754,301	1,043,840	3,514,316	3,426,839
	減価償却費	191,064	297,061	746,713	1,234,839	1,228,669
	営業外費用	55,520	66,056	253,826	375,404	356,710
	営業損益	△ 210,172	29,121	△ 803,936	△ 984,987	△ 939,989
	経常損益	△ 128,564	65,960	△ 414,201	△ 476,805	△ 424,833
	特別損益	△ 1,849	△ 10,547	—	△ 12,397	△ 41,068
純損益 (A)	△ 130,413	55,412	△ 414,201	△ 489,202	△ 465,902	
財政状態	資産	4,140,897	13,027,477	26,654,882	43,823,257	44,285,877
	有形固定資産	2,767,720	11,661,490	26,175,225	40,604,436	40,250,208
	現金・預金	915,010	897,109	356,068	2,168,188	2,988,034
	負債	2,983,966	6,381,883	24,537,595	33,903,446	34,746,305
	企業債	2,176,965	3,330,154	13,977,182	19,484,302	19,509,712
	資本	1,156,931	6,645,593	2,117,286	9,919,811	9,539,572
	資本金	1,763,727	5,984,178	3,710,262	11,458,168	10,587,202
未処分利益剰余金 (△未処理欠損金) (B)	△ 606,795	168,278	△ 1,592,976	△ 2,031,493	△ 1,552,290	
前年度末未処分利益剰余金 (△未処理欠損金) (C)	△ 476,381	102,865	△ 1,178,774	△ 1,552,290	△ 1,086,387	

(注) 水道事業会計は、前年度末未処分利益剰余金に次の処分などを行ったため、B=C+Aとならない。

減債積立金の積立 5千万円

建設改良積立金の取崩 6千万円

